## 指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所 有限会社寒風緑化 秋田県男鹿市野石字大場沢72番地
- 2. 指名停止措置期間 平成24年10月24日から平成24年11月23日まで(1ヶ月)
- 3. 指名停止措置の範囲 東北森林管理局管内
- 4. 事 実 概 要:

有限会社寒風緑化は、東北森林管理局米代西部森林管理署長と締結した造林 事業請負(下刈)箇所において、作業員の不注意により山火事を発生させ、5 51m2を焼失しスギ7年生の造林木93本に被害を与えた。

5. 指名停止措置理由:

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に 該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については1ヶ月の 指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に揚げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070